

第19回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成21年7月28日(火)午前10時40分～12時03分

2 場 所 長野県庁 議会増築棟3階 第1特別会議室

3 出席者

(委員) 竹内会長、岡田委員、神田委員、平田委員

(事務局) 原山課長、渡辺企画幹、神事課長補佐、草間係長、伊藤係長、小林主任

(事務担当課)(案件番号65から70番 審議時) 健康づくり支援課

4 議 題

(1) 新規意見聴取案件の報告・審議

(2) その他

5 議事経過

(1) 7月 8日(水) 各委員へ事務局から新規案件資料を事前送付、各委員は資料
～7月22日(水) を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示

(2) 7月28日(火) 審議会の開催 (別紙のとおり)

(3) 7月29日(水) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各委員の
～8月18日(火) 検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知

(別紙：概要)

会 長： それでは時間になりましたので、第 19 回個人情報保護運営審議会を開会いたします。

健康づくり支援課から病院事業局までの案件について説明してください。

事務局： (案件番号 65 番から 70 番について資料に基づき説明)

会 長： ただ今御説明いただきました 65 番から 70 番の地域がん登録事業事務、診療事務について、御質問、御意見はございますでしょうか。

委 員： 35 道府県中で兵庫県のみががん患者の登録について本人からの削除の申請を認めているということですが、これはその削除の申請をする前提として、本人からの自己情報の開示、訂正等についても認めているのでしょうか。

事務局： 出典が兵庫県の個人情報保護審議会の議事録になりますが、34 道府県のうち 8 府県が登録の削除に依拠している。他の 26 府県では依拠しないという記載がございます。

ですので、現在では、兵庫県を加えて 35 道府県のうち、9 府県が削除に依拠しているということになります。

兵庫県のやり方を具体的には把握しておりませんが、事前の情報の開示という手続きは特段行っていないと思われま。

委 員： はい。ありがとうございました。

会 長： 今の質問に関連して、それも全部本人の同意を得ての収集ではなくて、第三者からの収集ということになる前提ですね。

事務局： はい。そうです。

会 長： 今の削除の申出は、たまたま本人が知った場合にそういう申出があったら、削除するというのでしょうか。

事務局： 収集に関しましては、本人外から収集するという事です。

ただ、制度についての周知は十分行ってくださいというような御意見がございましたが、あくまでも、直接の本人同意というものは得ないで、医療機関からの収集をするということで、本人外収集をするということでございます。

削除につきましては、兵庫県に確認したところ、具体的に削除の依頼というものが現時点ではないようですが、告知を受けた方が、県が地域がん登録事業事務を行っているということをご存知で、そういった方から削除の申出があるだろうと推測されます。

会 長： はい。ありがとうございます。よろしいですか。
はい。どうぞ。

委 員： この登録することによって、患者さんにとって、ただそういう後世のためということだけで終わるのか、もう少し、何か家族にとっても、いいことが得られるようなことを考えていただきたいというような思いがあります。
それとたくさんある民間病院に対してもこのがん登録について、呼びかけていられるのか、県立病院だけでこういうことは、まずはやってみられるのか、将来的な方向性をお聞きしたいです。

会 長： 事務担当課から説明をお願いします。

事務担当課： がんの方が全て、がんになったから亡くなるということではございませんので、いわゆる早期発見・早期治療ということで検診などの推進を進めているところです。

そういった形の中で、今の時点で本当に長野県内でどのがんにかかっている方がどのくらいいるかということも分からない状態でございます。

できるだけ多くの方、基本的には100%の方にご協力いただきたいのでそれをまず把握することがこの事業の趣旨になります。

その結果としまして、今、申し上げたように、全てのがんの皆さんががんで亡くなるということではなく、今は、治癒する可能性もございますので、そういったことにも利用できるようにご協力をしていただいて、活用できるようにしていきたいというのが一点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

それから、県の個人情報保護条例上の御審議をいただいておりますので、登録事務も県立病院についての案件が出てきておりますが、委員さんがお話のとおり、民間病院の方が本当に多くございます。

公立以外の民間病院のほうがもちろん多いですから、この地域がん登録の事業内容につきましては、これから9月以降実施までの間に説明会あるいは、実際の登録の届け出の仕方、個人情報の扱い方等についての研修会を県下数箇所に分けて開催させていただいて、医療機関に対しても周知を図っていくということで今、準備を進めておるところでございます。以上で二点目

の御質問に対する回答とさせていただきます。

委員： 民間病院も含むということですね。

事務担当課： はい。全ての医療機関が情報収集の対象です。

会長： 県立病院だけではないのですね。
はい。どうぞ。

委員： 市民が病気になって民間を含めた医療機関で患者としてカルテ等が作られるとその病気の診断の情報を収集するということと理解しました。

そこで質問というのは、この事務については、一般論として県が個人情報を収集する場合は本人の同意が必要である。一般原則として患者が病院で受けたその診断結果等については本人の同意が必要であるが、この事務の場合はがんの特殊性ゆえにというか、がんという診断結果の県への提供を本人から同意を得るというのがふさわしくないというか、事柄の性質上、がんはそういうものじゃないので、例外だという位置付けなのでしょうか。

やや単純化しましたが、そう考えていいのかという質問です。

事務局： はい。委員、御理解のとおりでございます。

委員： これに関する厚労省の通知の中で、民間病院が個人情報保護法の適用除外の事例に該当するものががん登録事業においてと限定していますが、それ以外の病気についてはまた別扱いということですね。

事務局： そうです。地域がん登録事業というものが、個人情報保護法のいう第三者提供の提供制限の例外にあたと明記してありますけれども、それ以外には記載がございませんので、個別の判断ということになります。

委員： 今のところ、がん以外の病気でこういうようなものはないわけですね。

事務担当課： 全国的に展開しているものはございません。

会長： はい。よろしいでしょうか。

委員： 導入していない県があるというのは、何か事情があるのですか。
全部の県で導入していないというのは、今、準備中という長野県のような段階だ

と理解していいのでしょうか。

事務担当課： 東京都は医療機関数が多すぎて導入していないなどの事情があります。

委員： このあたりの個人情報の観点から、何か問題があって導入していないということではないということですね。

事務担当課： 個人情報について問題があって導入していないということは、承知しておりません。

委員： はい。わかりました。

会長： 他に何か御意見や御質問等ございますでしょうか。
ただ今の65番から70番について、承認でよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会長： 次に人権・男女共同参画課から健康づくり支援課、経営支援課から建築指導課のまでの案件について説明してください。

事務局： (案件番号52番から64番、71番から74番について資料に基づき説明)

会長： ただ今御説明いただいた案件につきまして、御意見はいかがでしょうか。

委員： はい。父子家庭実態調査事務について2点をお願いいたします。
1つは本人外収集について収集したことを本人に周知するのですね。

事務局： はい。本人へ通知をして周知を行います。

委員： また、これをきっかけに市町村においても、是非、この実態調査をしたいという時に、この県の方のこの実態調査のアンケートの内容を積極的に市町村でも使っていただいて把握していただいて、母子も父子も一人親家庭という捉え方の中で充実して行ってほしいなと思います。

事務局： 実施機関のほうに、ただ今の発言を御要望としてお伝えします。

委員： はい。よろしく申し上げます。

会 長： それではただ今説明をいただきました 52 番から 64 番、それから 71 番から 74 番、いずれも適当と認めてよろしいですか。

(各委員：同意)

会 長： 今、傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

個人情報保護条例第 48 条では審議会の行う審議の手続きは、個人情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開すると規定されています。

これから審議を行います子ども・家庭福祉課の案件ですけれども、これは特定の個人に関する情報について審議しますので、第 48 条の個人情報の保護を図る上で支障があると認められます。そこで、この案件については非公開としたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： はい。それでは、非公開とさせていただきます。

ここで傍聴者の皆さんには、申し訳ありませんが、御退席していただきますようお願いいたします。

(傍聴者退席)

会 長： それでは子ども・家庭福祉課の案件について説明してください。

事務局： (案件番号 75 番、76 番について資料に基づき説明)

会 長： 何か御意見ございますでしょうか。

それでは承認とします。

(各委員：同意)

会 長： それでは、公開としまして、議会調査課の案件について説明してください。

事務局： (案件番号 77 番について資料に基づき説明)

会 長： ただ今の案件について御意見ございますでしょうか。

それでは、承認とさせていただきます。

(各委員：同意)

会 長： それでは、以上で本日の審議案件については全て終了しました。

次に、前回の会議録ですけれども、記録、記載内容について何か御意見等ございますでしょうか。

前回お送りいただいた会議録のとおりで確定させていただきます。

それでは、審議会の次の日程を決定したいと思います。次回の審議会は11月17日火曜日の15時から場所は県庁内の会議室ということでよろしいですか。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了させていただきます。

皆さん、どうもお疲れ様でした。